

# 令和3年 特許法等 の改正情報

2021年6月26日  
Rita特許事務所  
野中 剛

# 令和3年 改正情報

## 1 デジタル化等の手続の整備

- 1.1 審判口頭審理のオンライン化
- 1.2 印紙予納制度廃止
- 1.3 意匠・商標国際出願手続のデジタル化
- 1.4 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

## 2 権利保護の見直し

- 2.1 海外からの模倣品流入への規制強化
- 2.2 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し
- 2.3 特許権等の権利回復要件の緩和

## 3 知的財産制度の基盤強化

- 3.1 特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度
- 3.2 特許料等の料金体系見直し
- 3.3 弁理士制度の見直し

## 1.1 審判口頭審理のオンライン化

### 審判における審理の方式

- ・審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、3項の期日における手続を行うことができる。(特145条6項)
- ・3項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。(特145条7項)  
(いずれも実41条、意52条、商43条の6 第2項で準用)

審判口頭審理が  
オンラインでも可能になった

## 1.2 印紙予納制度廃止

### 予納による納付

- ・特107条1項の特許料若しくは特112条2項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料又は特195条1～3項、実54条1・2項、意67条1・2項、商76条1・2項、国際出願法8条4項、12条3項、18条1・2項の手数料を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限りに、当該特許料等又は手数料を予納することができる。
- ・前項の規定による予納は、経済産業省令で定めるところにより、現金をもってしなければならない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律14条)

特許印紙による予納制度が廃止された

## 1.3.1 意匠・商標国際出願手続のデジタル化

### 意匠の新規性喪失の例外

- ・前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、意3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることが出来る意匠であることを証明する書面（次項及び意60条の7において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。（意4条3項）

### 意匠の新規性喪失の例外の特例(意60条の7)

- ・意4条2項の規定の適用を受けようとする国際意匠登録出願の出願人は、その旨を記載した書面及び証明書を、同条3項の規定にかかわらず、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。
- ・前項に規定する出願人が、その国際出願と同時に証明書をジュネーブ改正協定第1条(xxviii)に規定する国際事務局に提出したときは、意4条3項の規定の適用については、証明書をジュネーブ改正協定10条(2)に規定する国際登録の日の特許庁長官に提出したものとみなす。

## 1.3.2 意匠・商標国際出願手続のデジタル化

### 意匠登録を受ける権利の特例

- ・国際意匠登録出願についての意15条2項において準用する特34条4項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「意60条の7第2項に規定する国際事務局」とする。(意60条の11)

### 意匠登録の査定の方式の特例

- ・国際意匠登録出願についての意19条において準用する特52条2項の規定の適用については、特許庁長官は、査定(意18条の規定による意匠登録をすべき旨の査定に限る。)に記載されている事項を、経済産業省令で定めるところにより、国際事務局を経由して国際登録の名義人に通知することをもって、意19条において準用する同項の規定による当該査定の謄本の送達に代えることができる。(意60条の12の2 第1項)
- ・前項の場合において、同項の規定による通知が国際登録簿に記録された時に、同項に規定する送達があったものとみなす。(意60条の12の2 第2項)

## 1.3.3 意匠・商標国際出願手続のデジタル化

### 意匠権の設定の登録の特例

- ・国際意匠登録出願についての意20条2項の規定の適用については、同項中「意42条1項の規定による1年分の登録料の納付」とあるのは、「意匠登録をすべき旨の査定又は審決」とする。（意60条の13）

## 1.3.4 意匠・商標国際出願手続のデジタル化

### 商標登録出願により生じた権利の特例

- ・国際商標登録出願についての商13条2項において準用する特34条4項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「商68条の3第1項に規定する国際事務局」とする。(商68条の16第1項)

## 1.3.5 意匠・商標国際出願手続のデジタル化

### 商標登録の査定の方式の特例

- ・国際商標登録出願についての商17条において準用する特52条2項の規定の適用については、特許庁長官は、査定(商16条の規定による商標登録をすべき旨の査定に限る。)に記載されている事項を、経済産業省令で定めるところにより、国際事務局を經由して国際登録の名義人に通知することをもって、商17条において準用する同項の規定による当該査定の謄本の送達に代えることができる。(商68条の18の2 第1項)
- ・前項の場合において、同項の規定による通知が国際登録簿に記録された時に、同項に規定する送達があったものとみなす。(商68条の18の2 第2項)

### 商標権の設定の登録の特例

- ・国際商標登録出願についての商182項の規定の適用については、同項中「商40条1項の規定による登録料又は商41条の2第1項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があった日から30日以内に納付すべき登録料の納付があったときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは」とする。(商68条の19 第1項)

## 1.3.6 意匠・商標国際出願手続のデジタル化

### 商標権の設定の登録の特例

- ・商68条の32第1項又は商68条の33第1項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から10年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があった~~場合であって、当該出願に係る国際登録が議定書6条(4)の規定により取り消された日前又は議定書15条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に商68条の30第1項2号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されている~~ときは、商18条2項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。（商68条の35）

## 1.4.1 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

### 特許料の追納

- ・前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特107条1項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。ただし、当該特許権者がその責めに期することができない理由により特108条2項に規定する期間又は特109条若しくは特109条の2の規定による納付の猶予後の期間内にその特許料を納付することが出来ないときは、その割増特許料を納付することを要しない。(特112条2項)
- ・特許権者が1項の規定により特許料を追納することができる期間内に、特108条2項本文に規定する期間内に納付すべきであった特許料及び2項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条2項本文に規定する期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす。(特112条4項)
- ・特許権者が1項の規定により特許料を追納することができる期間内に特108条2項ただし書に規定する特許料及び2項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時に遡って消滅したものとみなす。(特112条5項)
- ・特許権者が1項の規定により特許料を追納することができる期間内に特109条又は特109条の2の規定により納付が猶予された特許料及び2項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかったものとみなす。(特112条6項)

## 1.4.2 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

### 登録料の追納

- ・前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、実31条1項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該実用新案権者がその責めに期することができない理由により実32条2項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内にその登録料を納付することが出来ないときは、その割増登録料を納付することを要しない。(実33条2項)
- ・実用新案権者が1項の規定により登録料を追納することができる期間内に実31条1項の規定による第4年以後の各年分の登録料及び2項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、実32条2項に規定する期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす。(実33条4項)
- ・実用新案権者が1項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び2項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかったものとみなす。(実33条5項)

## 1.4.3 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

### 登録料の追納

- ・前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、意42条1項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該意匠権者がその責めに期することができない理由により意43条2項に規定する期間内にその登録料を納付することが出来ないときは、その割増登録料を納付することを要しない。(意44条2項)
- ・意匠権者が1項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び2項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、意43条2項に規定する期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす。(意44条4項)

2021年5月21日から0.5年以内に施行

令和3年 改正情報

## 1.4.4 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

### 登録料の分割納付

- ・前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び商43条3項の規定により納付すべき割増登録料の納付がなかったときは、その商標権は、存続期間の満了前5年の日に遡って消滅したものとみなす。(商41条の2 第6項)

## 1.4.5 災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

### 割増登録料

- ・商20条3項又は商21条1項の規定により更新登録の申請をする者は、商40条2項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該更新登録の申請をする者がその責めに期することができない理由により商20条2項に規定する期間内にその登録料を納付することが出来ないときは、その割増登録料を納付することを要しない。(商43条1項)
- ・商41条の2 第7項の場合においては、前項に規定する者は、同条7項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該者がその責めに期することができない理由により商20条2項に規定する期間内にその登録料を納付することが出来ないときは、その割増登録料を納付することを要しない。(商43条2項)
- ・商41条の2 第5項の場合においては、商標権者は、同条1項又は7項の規定により商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該商標権者がその責めに期することができない理由により同条5項に規定する後期分割登録料を納付すべき期間内にその登録料を納付することが出来ないときは、その割増登録料を納付することを要しない。(商43条3項)

## 2.1 海外からの模倣品流入への規制強化

### 定義等

- ・この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。  
意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申し出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為（意2条2項1号）
- ・この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。（商2条7項）

海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を侵害として位置づけるもの

## 2.2.1 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し

### 特許権等の放棄

通常実施権者の承諾が不要になった(特・実・意)

- ・特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。  
(特97条第1項、実26条/意36条で準用)

### 訂正審判の請求

- ・特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。  
(特127条、特120条の5 第9項で訂正請求にも準用)

## 2.2.2 訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し

### 商標権の放棄

通常使用権者の承諾が必要になった(商)

- ・商標権者は、専用使用権者、質権者又は通常使用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。(商34条の2)

### 商標権の放棄の特例

- ・国際登録に基づく商標権については、商34条の2の規定は適用しない。(商68条の25第2項)

### 書換登録

- ・書換登録の申請をする者は、商34条の2に規定する者があるときは、これらの者の承諾を得なければならない。(商 付則4条2項)

## 2.3.1 特許権等の権利回復要件の緩和

### 外国語書面出願の翻訳文の提出期間

- ・前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、第2項に規定する外国語書面出願及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、第4項に規定する期間内に前項に規定する翻訳文を提出しなかったと認められる場合は、この限りでない。(特36条の2 第6項)

### 国内優先権主張出願

- ・その出願が先の出願の日から1年以内にされたものでない場合(その特許出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められる場合であって、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。)(特41条1項1号)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.2 特許権等の権利回復要件の緩和

### パリ条約優先権主張

- ・パリ条約第4条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかった者は、経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかったと認められる場合は、この限りでない。(特43条の2 第1項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.3 特許権等の権利回復要件の緩和

### 出願審査の請求

- ・前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、出願審査の請求をすることができる。ただし、故意に、第1項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をしなかったと認められる場合は、この限りでない。(特48条の3 第5項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.4 特許権等の権利回復要件の緩和

### 特許料の追納による特許権の回復

- ・前条4項若しくは5項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条6項の規定により初めから存在しなかったものとみなされた特許権の原特許権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、同条4項から6項までに規定する特許料及び割増特許料を追納することができる。ただし、故意に、同条1項の規定により特許料を追納することができる期間内にその特許料及び割増特許料を納付しなかったと認められる場合は、この限りでない。（特112条の2 第1項）

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.5 特許権等の権利回復要件の緩和

### 外国語でされた国際特許出願の翻訳文

- ・前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに1項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかったと認められる場合は、この限りでない。(特184条の4 第4項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.6 特許権等の権利回復要件の緩和

### 在外者の特許管理人の特例

- ・前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。ただし、故意に、4項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をしなかったと認められる場合は、この限りでない。  
(特184条の11 第6項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.7 特許権等の権利回復要件の緩和

### 特195条 別表 11追加

- ・特36条の2第6項、特41条1項1号括弧書、特43条の2第1項、特48条の3第5項、特112条の2第1項、特184条の4第4項、特184条の11第6項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなった者を除く。）

1件につき29万7千円

## 2.3.8 特許権等の権利回復要件の緩和

### 実用新案登録出願等に基づく優先権主張

- ・その出願が先の出願の日から1年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願が故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められる場合であって、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）（実8条1項1号）

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.9 特許権等の権利回復要件の緩和

### 登録料の追納による実用新案権の回復

- ・前条4項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条5項の規定により初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条4項又は5項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から2月以内で同条1項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後1年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかったと認められる場合は、この限りでない。(実33条の2 第1項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.10 特許権等の権利回復要件の緩和

### 外国語でされた国際特許出願の翻訳文

- ・前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、当該明細書等翻訳文を提出することができるようになった日から2月以内で国内書面提出期間の経過後1年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに1項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかったと認められる場合は、この限りでない。  
(実48条の4 第4項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.11 特許権等の権利回復要件の緩和

### 実54条 別表 7追加

- ・実8条1項1号括弧書、実11条1項、実33条の2第1項、実48の4第4項、実48の15第2項において準用する特184条の11第6項の規定により  
手続をする者(その責めに帰することができない理由によりこれらの  
規定による手続をすることとなった者を除く。)

1件につき5万円

## 2.3.12 特許権等の権利回復要件の緩和

### 登録料の追納による意匠権の回復

- ・前条4項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から2月以内で同条1項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後1年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかったと認められる場合は、この限りでない。(意42条の2 第1項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.13 特許権等の権利回復要件の緩和

### 意67条 別表 3追加

- ・意15条1項において準用する特43条の2第1項の規定又は意44条の2第1項の規定により手続をする者(その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなった者を除く。)  
1件につき2万5千円

## 2.3.14 特許権等の権利回復要件の緩和

### 商標権の回復

- ・前条4項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その申請をすることができる。ただし、故意に、同条3項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請をしなかったと認められる場合は、この限りでない。(商21条1項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.15 特許権等の権利回復要件の緩和

### 後期分割登録料等の追納による商標権の回復

- ・前条6項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、後期分割登録料及び商43条3項の割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、前条5項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内にその後期分割登録料及び割増登録料を納付しなかったと認められる場合は、この限りでない。(商41条の3 第1項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.16 特許権等の権利回復要件の緩和

### 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録

- ・防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかったときは、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その出願をすることができる。ただし、故意に、同項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願をしなかったと認められる場合は、この限りでない。（商65条の3 第3項）

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.17 特許権等の権利回復要件の緩和

### 書換登録の申請

- ・書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかったときは、同項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、その申請をすることができる。ただし、故意に、同項の規定する期間内にその申請をしなかったと認められる場合は、この限りでない。(商 付則3条3項)

「正当な理由」の要件が無くなった

## 2.3.17 特許権等の権利回復要件の緩和

### 商76条 別表 3追加

- ・商21条1項、商41条の3第1項、商65条の3第3項又は付則3条3項の規定により手続をする者(その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなった者を除く。)

1件につき10万2千円

## 3.1 特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度

### 第三者の意見（特105条の2の11、実30条準用）

- ・民訴法6条1項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。
- ・民訴法6条1項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。
- ・当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
- ・民訴法91条5項の規定は、1項及び2項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写について準用する。

## 3.2.1 特許料等の料金体系見直し

### 特許料

- ・特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から特67条1項に規定する存続期間の満了までの各年について、1件ごとに、6万1600円を超えない範囲内で政令で定める額に1請求項につき4800円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。(特107条1項)

## 3.2.2 特許料等の料金体系見直し

### 特許料の減免又は猶予

- ・特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特107条1項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。(特109条)

### 特許料の減免又は猶予

- ・特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であって、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、特107条1項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。(特109条の2)

「1年から10年」の制限が無くなった

## 3.2.3 特許料等の料金体系見直し

### 登録料

- ・実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から実15条に規定する存続期間の満了までの各年について、1件ごとに、1万8100円を超えない範囲内で政令で定める額に1請求項につき900円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。(実31条1項)

## 3.2.4 特許料等の料金体系見直し

### 登録料

- ・意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、意21条に規定する存続期間の満了までの各年について、1件ごとに、1万6900円を超えない範囲内で政令で定める額を納付しなければならない。(意42条1項)

## 3.2.5 特許料等の料金体系見直し

### 国際意匠登録出願の個別指定手数料

- ・国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定7条(2)の個別の指定手数料として、1件ごとに、10万500円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。(意60条の21 第1項)
- ・国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定17条(2)の更新をする者は、個別指定手数料として、1件ごとに、8万4500円を超えない範囲内で政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。(意60条の21 第2項)

## 3.2.6 特許料等の料金体系見直し

### 登録料

- ・商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、1件ごとに、3万2900円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。(商40条1項)
- ・商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、1件ごとに、4万3600円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。(商40条2項)

## 3.2.7 特許料等の料金体系見直し

### 登録料の分割納付

- ・商標権の設定の登録を受ける者は、商40条1項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に、1件ごとに、1万9100円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前5年までに、1件ごとに、1万9100円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。(商41条の2第1項)
- ・商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、商40条2項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、1件ごとに、2万5400円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前5年までに、1件ごとに、2万5400円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。(商41条の2第7項)

## 3.2.8 特許料等の料金体系見直し

### 登録料

- ・防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、1件ごとに、3万2900円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。(商65条の7 第1項)
- ・防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、1件ごとに、3万7500円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。(商65条の7 第2項)

## 3.2.9 特許料等の料金体系見直し

### 国際登録に基づく商標権の個別料

- ・国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書8条(7)(a)に規定する個別の手数料として、1件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。(商68条の30第1項)
  - 一 6000円を超えない範囲内で政令で定める額の1の区分につき1万5000円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額に相当する額
  - 二 3万2900円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額に相当する額
- ・国際登録に基づく商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、個別手数料として、1件ごとに、4万3600円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数に乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。(商68条の30 第5項)

## 3.2.10 特許料等の料金体系見直し

### 国際登録に基づく商標権の個別料

- ・国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書8条(7)(a)に規定する個別の手数料として、1件ごとに、6000円を超えない範囲内で政令で定める額に1の区分につき4万7900円を超えない範囲内で政令で定める額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。(商68条の30 第1項)

2~4項削除

## 3.2.11 特許料等の料金体系見直し

### 手数料

- ・次の表の第2欄に掲げる者は、それぞれ同表の第3欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第4欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 18条2項)

#### 一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者

##### イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合

1件につき17万円

##### ロ 明細書及び請求の範囲が3条1項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合

1件につき24万9千円

#### 二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が

国際調査をする国際出願をする者 1件につき1万8千円

## 3.3.1 弁理士制度の見直し

### 定義

- ・この法律で「弁理士法人」とは、弁理士法4条1項の業務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁理士が設立した法人をいう。(弁理士法2条7項)

特許業務法人→弁理士法人に名称変更  
複数の弁理士が共同して設立することの要件が廃止された

## 3.3.2 弁理士制度の見直し

### 業務

- ・弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。(弁理士法4条2項)
  - 四 特105条の2の11第1・2項に規定する意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容に関する相談
- ・弁理士は、前2項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。(弁理士法4条3項)
  - 二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠、商標、植物の新品種又は地理的表示に関する権利に関する手続に関する資料の作成その他の事務を行うこと
  - 三 発明、考案、意匠若しくは商標、回路配置、植物の新品種、事業活動に有用な技術上の情報又は地理的表示の保護に関する相談に応ずること